



国民健康保険加入者へ 国民健康保険限度額適用認定証 交付のお知らせ

問 困国保年金課国保係 (☎内線1113・1114)
☎ 困住民福祉課税務保険係 (☎内線2160)

市は、入院や外来で支払う医療費の自己負担額が限度額までになる認定証や、食事代が軽減される認定証を、申請により交付しています。現在交付されている認定証は7月31日で有効期限が切れますので、引き続き使用する人は再度申請してください。申請月の1日から適用になります。70歳から74歳で現役並みⅢと一般の区分の人は、資格情報のお知らせまたは資格確認書が認定証の代わりとなるので、申請は必要ありません。なお、適用区分は令和7年中の世帯の所得などにより変わる場合があります。また、長期入院に該当する人はマイナ保険証を利用していても、更新の手続きが必要となります。

申請受付 7月22日(水)から 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日除く) 認定証の申請に必要なもの ・対象者の資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれか1つ ・すでに交付を受けている人はお持ちの認定証 ・来庁者の公的な写真付身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)	※国民健康保険税を滞納していると、限度額適用認定証を交付できない場合があります ※マイナ保険証を利用すると、事前手続きなく高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要ですので、ぜひご利用ください(長期入院に該当する人を除く)
---	--

■70歳から74歳の人(令和8年8月から)

区 分 *印…認定証の申請は不要です	自己負担限度額(月額)		年間上限
	外来(個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
現役並みⅢ * (課税所得690万円以上)	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% 《4回目以降:140,100円》		1,680,000円
現役並みⅡ (課税所得380万円以上690万円未満)	179,100円+(総医療費-597,000円)×1% 《4回目以降:93,000円》		1,110,000円
現役並みⅠ (課税所得145万円以上380万円未満)	85,800円+(総医療費-286,000円)×1% 《4回目以降:44,400円》		530,000円
一 般 *	22,000円 年間上限216,000円	61,500円 《4回目以降:44,400円》	530,000円
低所得者Ⅱ	11,000円 年間上限96,000円	25,700円 《4回目以降:24,600円》	290,000円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,700円	180,000円

■70歳未満の人(令和8年8月から)

区分	所得要件	自己負担限度額(月額)	年間上限
ア	基礎控除後の所得 901万円超の世帯	270,300円+ (総医療費-901,000円)×1% 《4回目以降:140,100円》	1,680,000円
イ	基礎控除後の所得 600万円超～ 901万円以下の世帯	179,100円+ (総医療費-597,000円)×1% 《4回目以降:93,000円》	1,110,000円
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～ 600万円以下の世帯	85,800円+ (総医療費-286,000円)×1% 《4回目以降:44,400円》	530,000円
エ	基礎控除後の所得 210万円以下の世帯	61,500円 《4回目以降:44,400円》	
オ	住民税非課税の世帯	36,900円 《4回目以降:24,600円》	290,000円

■入院時食事療養費標準負担額

対 象		1食あたりの負担額
一般(下記以外の人)		550円
非課税 (70歳以上は低所得者Ⅱ)	90日までの入院	270円
	過去12か月で90日を超える入院	220円
70歳以上で低所得者Ⅰ		130円

※《 》内は、過去12か月間で4回以上高額療養費の支給を受けた場合の額です

※70歳未満の人は所得の申告が無い場合、区分アとして扱います

※原則、1つの医療機関で支払う1か月の金額が限度額までとなります。2つ以上の医療機関で受診した場合、従来どおり高額療養費の申請が必要な場合があります

※特例対象被保険者軽減措置に該当した人の世帯は、負担区分が変更になる場合があります